

## 通学区域

県立島尻特別支援学校

### 1 知的障害者

西原町、那覇市（寄宮、古蔵、仲井真、首里、城北、石嶺中学校区域）、南城市（南城市立久高中学校区域を除きます。）、与那原町、南風原町、八重瀬町（東風平中学校区域）、豊見城市（長嶺中学校区域）

※幼稚部は、浦添市、那覇市（神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、松城、安岡中学校区域）を加えますが、小学部以降の学区は県立大平特別支援学校になります。

### 2 肢体不自由者

南城市（南城市立久高中学校区域を除きます。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市

※全学部共通です。

### 3 全県学区

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（本部町立水納中学校区域）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域）、南城市（南城市立久高中学校区域）、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、宮古島市（宮古島市立伊良部、佐良浜中学校区域）、多良間村、竹富町、与那国町

※特別支援学校の設置されていない離島地域の学区は県全域となり、知的障害者、肢体不自由者で、事前に相談をして、「確約書及び証明書」があれば本校への入学が可能です。

### 4 馬天小学校分教室（知的障害者）

南城市（南城市立久高中学校区域を除きます。）

### 5 通学区域（学区）の考え方

住民票上の住所地に該当する中学校区域

※通学している学校と異なる場合があります。